

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																																
郡山健康科学専門学校	平成9年12月26日	渡辺 信英	〒 963-8834 (住所) 福島県郡山市円景二丁目9番3号 (電話) 024-936-7777																																
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																																
学校法人こおりやま東都学園	平成5年12月24日	大本 研二	〒 963-8834 (住所) 福島県郡山市円景二丁目9番3号 (電話) 024-936-7777																																
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																														
医療	医療専門課程	メディカルスポーツ柔道整復学科	平成20(2008)年度	-	令和 3(2021)年度																														
学科の目的	本学科は、専門職として必要な実践的かつ専門的な知識や技術を、企業等と連携して行う実習や講義等を通じて修得し、基礎医学や固定学他柔道整復師に関する知識や技術及び接遇を学び、臨床実習においてチームワークを大切にし、患者個人を尊重して臨床的推論のできる実践的能力を身に付けた柔道整復師を養成し地域社会に貢献することを目的とする。																																		
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	専門的な知識はもちろん、それらに関連する幅広い知識も必要と考え、他学科や地域と連携した演習をおこなっている(柔道整復理論、柔道整復師国家資格)																																		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																												
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 2,760 単位時間 110 単位	単位時間 81 単位	単位時間 7 単位	単位時間 22 単位	単位時間 0 単位	単位時間 0 単位																												
生徒総定員	生徒実員(A)	留學生数(生徒実員の内数)(B)	留學生割合(B/A)	中退率																															
72 人	66 人	0 人	0 %	7 %																															
就職等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■卒業者数(C) : 10 人</li> <li>■就職希望者数(D) : 9 人</li> <li>■就職者数(E) : 9 人</li> <li>■地元就職者数(F) : 1 人</li> <li>■就職率(E/D) : 100 %</li> <li>■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 9 %</li> <li>■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 90 %</li> <li>■進学者数 : 0 人</li> <li>■その他</li> </ul> <p>1名が国家試験受験の為聴講を希望したため斡旋辞退 (令和 5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)</p> <p>■主な就職先、業界等 (令和4年度卒業生) まあだ整形外科、株式会社F.C.C.F.C.C整骨院グループ、株式会社ケッツトレーナー ケッツ鍼灸接骨院、野崎整骨院、幸福堂わく整骨院、株式会社メディカルホスピタリティ せんげん台整骨院</p>																																		
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載		無																																
当該学科のホームページURL	<a href="https://www.k-tohto.ac.jp">https://www.k-tohto.ac.jp</a>																																		
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	<p>(A: 単位時間による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位時間</td></tr> </table> <p>(B: 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総単位数</td><td>110 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>4 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>0 単位</td></tr> <tr><td>うち必修単位数</td><td>0 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>0 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>0 単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>0 単位</td></tr> </table>							総授業時数	単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間	うち必修授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間	総単位数	110 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	4 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位	うち必修単位数	0 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	0 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位
総授業時数	単位時間																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																		
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間																																		
うち必修授業時数	単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																																		
総単位数	110 単位																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	4 単位																																		
うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位																																		
うち必修単位数	0 単位																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	0 単位																																		
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位																																		
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7 人</td> </tr> </table> <p>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>6 人</td> </tr> </table>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	6 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	1 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計	7 人		6 人														
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	6 人																																		
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0 人																																		
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	1 人																																		
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																																		
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																																		
計	7 人																																		
	6 人																																		

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

本科の教育課程の編成において、医療(作業療法)分野に関する知見のある施設職員や職能団体、学識経験者等が委員として参画する「教育課程編成委員会(医療分野[作業療法])」を設置し、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するための教育課程の編成について組織的に取り組み、実践的職業教育の質を確保する。委員会では、業界の人材の専門性に関する動向、地域の産業振興の方向性、今後必要となる知識や技術などを分析し、実践的職業教育に必要な授業科目の開設や授業方法の改善の提案を行い、企業等の要請を十分に活かした教育課程の編成に資する。また、実習連携施設訪問時に得た、指導者からの意見も同様に活用している。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

各学科においては、教育課程編成委員会からの提言や教育課程に対する助言及び評価を受け、教授法の改善や、講義内容・シラバス記載の改善や教育課程の編成に積極的に活用しなければならない。なお、教育課程の変更を要する場合は、学内で検討し、理事会にて承認を受けたのち、法令に則り、所轄官庁へ届け出るものとする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和〇年〇月〇日現在

名前	所属	任期	種別
長谷川敬一	一般財団法人竹田健康財団 竹田綜合病院	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
佐藤正彦	医療法人辰星会 枳記念病院	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
大内尊久	公立岩瀬病院	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
平野雄三	医療法人三成会 南東北春日リハビリテーション病院	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
山本優一	公益財団法人仁泉会 北福島医療センター	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
本田知久	一般財団法人脳神経疾患研究所附属 総合南東北病院	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
荒木芳一	医療法人 半田整形外科	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
三田利幸	株式会社ジャパン国試合格	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
小倉芳裕	学校法人小倉学園 新宿医療専門学校	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	②
柳沼薫	柳接骨院	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
小林康男	社会福祉法人なごみ 特別養護老人ホームなごみの郷	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
関根誠一	社会福祉法人東白川福祉会 特別養護老人ホーム寿恵園	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
吉津大管	株式会社あいの里 グループホームあいの里	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
細川梢	学校法人福島学院 福島学院大学	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	②
神戸信行	社会福祉法人青葉学園	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
矢吹久美子	社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会 鏡石保育所	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
渡辺信英	郡山健康科学専門学校 学校長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
高橋洋一	郡山健康科学専門学校 メディカルスポーツ柔道整復学科 学科長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (7月、1月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年7月19日 13:30～15:30

第2回 令和6年1月23日 13:30～15:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

①実践した科目名:臨床実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(学内実習:臨床的判断・画像処理)②実践した内容:手技療法の効果検証を行う上で、福島県立医科大学院の細胞統合生理学教室の教授陣の指導を仰ぎ、当学科より大学院生を所属させて頂き医学的検知に基づき研究業務にも従事している。映像による解析等を行い損傷組織の修復過程について東洋医学と西洋医学の融合によって身体の回復機序を求めている。■療養費支給申請書・インフォームド・コンセントに理解を深める必要性が求められる。

①実践した科目名:医療倫理・臨床実習Ⅰ・Ⅱ、②実践した内容:医療倫理の講義を通して事例を挙げて申請の内容・申請の仕方、良い事例と悪い事例などを説明して理解を深めるよう務めた。臨床実習では学校付属の臨床実習施設(キース鍼灸接骨院)と連携しながら、感染症対策に十分配慮しながら外来患者の治療見学と模擬施術をなどの実践形式で指導を行った。■基本的な技術の復習:柔道整復師の特徴的な技術の一つに包帯法があり、基本包帯法から臨床的な包帯法を教授することでお互いを高め合う指導を行った。

①実践した科目:柔道整復実技Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・柔道整復実技セミナー■他者との協調と理解・信頼関係:言葉使いや他人に対する態度の重要性・大切さを学び、医療人としても患者に対する配慮を求められる。

①実践した科目:柔道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ②実践した内容:認定実技審査資格所有者である柔道師範を招聘し、補助教員との2名体制で柔道実技を実施し、礼法礼節の大切さや自他共栄などを教授し道徳的指導を行った。実技科目を十分に配置し、より実践的な臨床技術の伝承を図るべく教授を行った。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実践的かつ専門的な職業教育の専攻分野の職業に係る勤労観及び継続的な学習意欲等の醸成、並びに学科の教育課程の専攻分野の実務に必要な知識、技術及び技能の修得又は向上に資する教育等を通じて、学科の教育活動の質の保証・向上を図ることを基本方針とする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

学科における講義若しくは実習・実験・実技及び演習の科目について、①学科に在籍する本学の学生に対する講義若しくは実習・演習等の科目の授業の実施、②授業の実施に必要な教材その他教具及び教材等の作成、③授業の内容・方法の改善及び工夫(授業改善等)に向けた検討、④授業における学生の達成度評価の実施、⑤その他双方の協議の上で別途合意した事業の実施、において連携する。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
臨床実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	疫病、負傷、分娩、志望、老齢その他困窮の原因に対して、保険あるいは公の負担で経済保障などを行うことで公衆衛生および社会福祉の向上を図り、国民が文化生活を営めるような状況を踏まえて、柔道整復師として必要な社会保障制度を理解することを目的とする。	郡山健康科学専門学校附属臨床実習施設キース鍼灸接骨院
臨床実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	損傷の分類、基本的な柔道整復学の専門用語の標記について学び、患者の診察から管理まで幅広い専門知識を身に着ける。	郡山健康科学専門学校附属臨床実習施設キース鍼灸接骨院
臨床実習Ⅲ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	基礎解剖学・基礎生理学を理解し、軟部組織損傷を系統的に分類して各組織損傷について理解を深め、柔道整復学の固定技術を習得する。	郡山健康科学専門学校附属臨床実習施設キース鍼灸接骨院・(株)プロックス・(株)ベストメディカル・(株)テン十字グループ

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係	
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 研修は、『学校法人こおりやま東都学園 郡山健康科学専門学校研修等に関わる規程』により定められたとおり、教員がその職務と責任の遂行のために必要な知識、技能を修得する場として、専攻分野の実務に関する理解を深め、また指導力の修得・向上を目的に実施する。そこで得た知識、技能等を、講義や実技実習等へとおして、学生に還元することも目的とする。なお実施にあたっては、教員に対する研修の必要性を把握するとともに、研修計画を立て、その研修計画に基づく研修を実施するものとする。	
(2) 研修等の実績	
① 専攻分野における実務に関する研修等	
研修名: 臨床現場 実技研修	連携企業等: 東京医療福祉専門学校
期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日	対象: 養成校教員
内容 柔道整復術について、その実践と技術を高め、施術を実施する中で障害者と負傷者に対する理解を深める。	
② 指導力の修得・向上のための研修等	
研修名: 全国柔道整復学校協会第65回教員研修会	連携企業等: 全国柔道整復学校協会
期間: 令和5年9月23日～令和5年9月24日	対象: 養成校教員
内容 柔道整復師養成施設の教員を対象として、研究発表等を行うことにより教員の資質向上を図る。	
(3) 研修等の計画	
① 専攻分野における実務に関する研修等	
研修名: 臨床現場 実技研修	連携企業等: 東京医療福祉専門学校
期間: 令和6年4月1日～令和7年3月31日	対象: 養成校教員
内容 柔道整復術について、その実践と技術を高め、施術を実施する中で障害者と負傷者に対する理解を深める。	
② 指導力の修得・向上のための研修等	
研修名: 全国柔道整復学校協会第66回教員研修会	連携企業等: 全国柔道整復学校協会
期間: 令和6年9月21日～令和6年9月22日	対象: 養成校教員
内容 柔道整復師養成施設の教員を対象として、研究発表等を行うことにより教員の資質向上を図る。	
4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係	
(1) 学校関係者評価の基本方針 実践的な職業教育にかかる活動等を評価し、改善・支援等を行うことにより、学生等が関係業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育を享受できるよう、学校運営の改善と専修学校の発展を目指した『自己評価』及び『学校評価』を行うこととする。また、自己評価の結果を学校関係者評価委員会に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用するとともに、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。	
(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応	
ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1. 学校の理念・目的・育成人材像は定められているか。
	2. 学校における職業教育その他の教育指導等の特色はあるか。
	3. 社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか。
	4. 上1～3は学生・保護者に周知されているか。
	5. 上1は業界のニーズに合致し、方向付けられた内容か。
(2) 学校運営	1. 目的に沿った運営方針が策定されているか。
	2. 運営方針に沿った事業計画が策定されているか。
	3. 運営方針は教職員への周知徹底はなされているか。
	4. 運営組織や意思決定機能は、規程等により明確化され、有効に機能しているか。
	5. 人事・給与に関する規程等は整備されているか。
	6. 教務・財務等の意思決定システムは整備されているか。
	7. 業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか。
	8. 教育活動等に関する情報公開が適切になされているか。
	9. 情報システム化等による業務の効率化が図られているか。

(3) 教育活動	1.教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか。
	2.教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保はされているか。
	3.学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか。
	4.キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発等が実施されているか。
	5.関連分野の企業・関係施設等、業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか。
	6.関係分野における実践的な職業教育(実技・実習等)が体系的に位置づけられているか。
	7.授業評価の実施・評価体制はあるか。
	8.職業教育等に対する外部関係者からの評価を取り入れているか。
	9.成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか。
	10.資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか。
	11.人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか。
	12.関連分野における業界等との連携において優れた教員を確保する等マネジメントが行われているか。
	13.関連分野における先端的な知識・技術等を修得するための研修や教員の指導力育成等の資質向上のための取組が行われているか。
	14.職員の能力開発のための研修等が行われているか。
(4) 学修成果	1.進学率や就職率の向上が図られているか。
	2.資格取得率の向上が図られているか。
	3.退学率の低減が図られているか。
	4.卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。
	5.卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか。
(5) 学生支援	1.学生に対する経済的な支援体制は整備されているか。
	2.学生の健康管理を担う組織体制はあるか。
	3.課外活動に対する支援体制は整備されているか。
	4.学生の生活環境への支援は行われているか。
	5.保護者と適切に連携しているか。
	6.卒業生への支援体制はあるか。
	7.社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか。
	8.専門学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか。
(6) 教育環境	1.施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか。
	2.学内外の実習施設、海外研修先について十分な教育体制を整備しているか。
	3.防災に対する体制は整備されているか。
(7) 学生の受入れ募集	1.学生募集活動は適正に行われているか。
	2.学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。
	3.学納金は妥当な額か。
(8) 財務	1.中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか。
	2.予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。
	3.財務について会計監査が適正に行われているか。
	4.財務情報公開の体制整備はできているか。
(9) 法令等の遵守	1.法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。
	2.個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。
	3.自己評価の実施と問題点の改善を行っているか。
	4.自己評価結果を公開しているか。
(10) 社会貢献・地域貢献	1.学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。
	2.学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。
	3.地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等を含む)の受託等を積極的に実施しているか。
(11) 国際交流	1.留学生の受け入れ・派遣について戦略を持って国際交流を行っているか。
	2.受け入れ・派遣について適切な手続きが取れる体制が整備されているか。

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

国家試験の合格率向上への意見や、退学率低下に向けた意見を、今後の学生支援につなげていく。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
平野 雄三	医療法人社団三成会 南東北春日リハビリテーション病院	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員
荒木 芳一	医療法人 半田整形外科	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員・ 卒業生
森山 忠	医療法人呉羽会 呉羽総合病院	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員
長谷川 敬一	一般財団法人竹田健康財団 竹田総合病院	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員
佐藤 正彦	医療法人辰星会 柗記念病院	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員
大内 尊久	公立岩瀬病院	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員・ 卒業生
三田 利幸	株式会社ジャパン国試合格	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員
小倉 芳裕	学校法人小倉学園 新宿医療専門学校	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員
柳沼 薫	柳接骨院	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員
小林 康男	社会福祉法人なごみ 特別養護老人ホームなごみの郷	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員
関根 誠一	社会福祉法人東白川福祉会 特別養護老人ホーム寿恵園	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員
吉津 大管	株式会社あいの里 グループホームあいの里	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員・ 卒業生
遠 乃介	社会福祉法人郡山福祉会 特別養護老人ホームうねめの里	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員
細川 梢	学校法人福島学院 福島学院大学	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	学識者
神戸 信行	社会福祉法人青葉学園	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員
矢吹 久美子	社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会 鏡石保育所	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ))

URL: [https://www.k-tohto.ac.jp/basic\\_information/](https://www.k-tohto.ac.jp/basic_information/)

公表時期: 令和6年10月1日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に則り、本校の現状を開示することで、より本学を正しく理解していただき、関係者からは現状に即した意見を広く求め、それらを活用し、改善に役立てる。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の教育方針及び目標、特色
	経営方針
	学校名、校長名、所在地
	学校の沿革、歴史
(2) 各学科等の教育	学則
	各学科の教育、入試選抜方法について
	入学者、収容定員、進級・卒業の基準 カリキュラム、時間割、年間授業計画
(3) 教職員	教職員
	研修計画
(4) キャリア教育・実践的職業教育	実習への取り組み
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事
	課外活動
(6) 学生の生活支援	学生の学習支援への取り組み
	学生の生活支援への取り組み
	学生の就労支援への取り組み
(7) 学生納付金・修学支援	学納金
	学納金以外の諸経費
	各種奨学金

(8)学校の財務	財務情報に関する情報
(9)学校評価	自己評価、学校関係者評価等に関する情報
(10)国際連携の状況	海外提携校との交流プログラム オーストラリア短期留学
(11)その他	学生寮

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ))

URL: [https://www.k-tohto.ac.jp/basic\\_information/](https://www.k-tohto.ac.jp/basic_information/)

公表時期: 令和6年10月1日

授業科目等の概要

#REF!	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			人間発達学	新生児から高齢者まで広範にわたるリハビリテーションの対象者の支援につなげるため、人間発達の過程を体系的（年齢別、および領域別）に学習する。	1後	30	2	○			○		○		
2	○			栄養学	日本人の健康と栄養状況は、医療・介護制度と生活レベルの向上により著しく高いものになり、平均寿命が男女ともに世界一を維持している。一方で長年の食生活習慣の不摂生により生じる生活習慣病を理解し予防することを学ぶ。	1前	30	2	○			○			○	
3	○			医療倫理	医療倫理について、インフォームド・コンセントや守秘義務、医療過誤、医療事故、生命倫理などの観点から学ぶ。	1後	30	2	○			○			○	
4	○			運動の科学Ⅰ	日本体育協会公認スポーツ指導者養成テキストを使用して「競技者育成プログラム」の理念と指導法を身に着け、指導計画やトレーニング方法を習得する。	1前	30	2	○			○			○	
5	○			運動の科学Ⅱ	コーチングの理念と指導法を学び、指導計画やトレーニング方法及びスポーツ傷害予防を習得する。柔道整復師としてのスポーツ理解を深めることを目的とする。	2後	30	2	○			○			○	
6	○			保健体育	体育とは、健康の保持・増進と運動技術の向上を図る実践の場で、ネットを境界とする球技、人を相手とする球技および走・跳・投を有する屋外種目を通じて、個人的・集団的技能を習得し、さらにチームワークとしての自主性・積極性・協調性を育み、ルールの順守という社会的態度を育成する。また運動を実践し、心の健康を育む。成人保健活動や高齢者の保健活動について理解する地域保健活動について理解する	1通	60	2			○	○	○		○	
7	○			外国語（英語）	The purpose of this course is to teach students "Beginner" level English and to give them the confidence to use this English in real situations. The course will focus on developing core skills for communication.	1通	60	2	○			○			○	
8	○			解剖学Ⅰ	人体を構成し、運動に関与する骨・筋の構造と機能を理解するための基本的内容を概説する。この講義での学習内容に他の科目の学習を加えることで、臨床的思考を養い、「リハビリテーション」の理解を深める。	1通	60	4	○			○			○	
9	○			解剖学Ⅱ	脈管計、消化器系、呼吸器系、泌尿器系、生殖器系および内分泌系を理解し、適切かつ合理的な施術を遂行できるようにするための正しい知識を習得する。	2前	30	2	○			○			○	
10	○			解剖学実習	人体について全身的な構造と機能についての知識を学びます。	2後	30	1			○	○			○	
11	○			生体構造特論	三年間の柔道整復学を総合的に理解する。	3後	30	1	○			○			○	
12	○			生体機能特論	三年間の柔道整復学を総合的に理解する。	3後	30	1	○			○			○	

13	○		生理学Ⅰ	生理学は正常な生体の機能に関する学問である。生命を維持として、呼吸、循環、消化吸収、排泄、そして調節する内分泌や自律神経系の機能について学習する。	1前	30	2	○			○				○
14	○		生理学Ⅱ	生体の運動がなぜ・どのように起こるのか、神経生理学的観点から理解を深める。	1後	30	2	○			○				○
15	○		老年学Ⅰ	「老年学」は、高齢者に特有な疾患などを研究対象とする老年医学、実社会における諸問題を研究対象とする老年社会学、老化の機序などを研究対象とする基礎老化学を3つの柱とする学問になります。	2後	30	2	○			○				○
16	○		スポーツ生理学	運動生理学では、運動により生じる生体の生理的反応、すなわち、呼吸器系、循環器系、神経系、骨格筋系の生理学的変化に土江学習する。また、一回の運動で生じる各器官の生理的応答のみならず、トレーニング効果についても学ぶ。	2前	30	2	○			○				○
17	○		整形外科学	運動器疾患の構造と機能を理解し、整形外科的診断・治療法を理解する。外傷及び神経・関節・脊椎・先天異常・骨軟部腫瘍・感染症・骨系統疾患・慢性的な変性疾患について理解する。	1後	30	2	○			○				○
18	○		運動学	運動器疾患の構造と機能を理解し、整形外科的診断、治療法を理解する。骨折、脱臼および神経、関節、脊椎、上肢、下肢の外傷、先天異常、骨軟部腫瘍、感染症、骨系統疾患、筋疾患、各関節脊椎の慢性・変性疾患について解説する。	2後	30	2	○			○				○
19	○		一般臨床医学	柔道整復術は西洋医学とでは哲学が、診断作法、治療法などが異なるため、これを直接応用することはできない。しかし、西洋医学の考え方を学習することで、将来のより良い施術を実施するのに役立つことを理解する。	2後	30	2	○			○				○
20	○		病理学概論	正常である解剖学・生理学・生化学からの変化により、異常な状態となった病気の原因解明、病気がどうして生じるかの解明、病気による体の変化がどのようにして起こるかの解明する。	2前	30	2	○			○				○
21	○		外科学概論	膨大な外科学の内容のうち、特に外科学の総論を理解し、適切かつ合理的な施術を遂行できるようにするための正しい知識を習得する。	2後	30	2	○			○				○
22	○		リハビリテーション概論	リハビリテーションにおける対象疾患や障害像、特に運動器系疾患を中心に学び、評価・治療アプローチの概要を学ぶ。	2後	30	2	○			○				○
23	○		柔道整復術の適応	柔道整復師が業務を行なうにあたり、患者に対する医療安全の観点から、対象となる運動器疾患が業務範囲にあるかどうかを適切に判断し、柔道整復術を適切に実施できる能力を習得する。	2後	30	2	○			○				○
24	○		医学史	医学の起源、その発生から歴史的背景に学ぶ医学技術の発展について、近代医学が貢献してきた実績を振り返る。	1後	15	1	○			○				○
25	○		柔道Ⅰ	講道館柔道の目標とするところは、人格・精神の向上を技よりも重んずることにある。柔道の修業は、攻撃防御の練習によって己を完成し、世を補液益することが究極の目的とする。	1通	45	1				○	○			○
26	○		柔道Ⅱ	講道館柔道の目標とするところは、人格、精神の向上を技の向上よりも重んずることにある。柔道の修行は、攻撃防御の練習によって、己を完成し世を補益することが究極の目的である。	2前	30	1				○	○			○
27	○		柔道Ⅲ	講道館柔道の目標とするところは、人格、精神の向上を技の向上よりも重んずることにある。柔道の修業は、攻撃防御の練習によって、己を完成し世を補益することが究極の目的である。	3前	30	1				○	○			○



